

のお話もありました。すみれ学園を利用している方のお話を聞いてみますと、長井市直営ということでの安心感とかもあります。それから、そこにいる先生方の今までかかわっていただいた方に、保育士にはそのままいていただきたいというような考え方もあります。ですから令和2年度あたりにぜひそういう保護者の方と話ししていただいて、そういう不安とかも持っていらっしゃるわけですので、そこらを払拭するような年度に当てていただいて、令和3年度以降に具体的に進むような形で検討していただきたいと思いますが、そのようなことで厚生参事をお願いして、私から質問は終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○梅津善之委員長 答弁いいんですか。

○2番 勝見英一郎委員 じゃあ、厚生参事、お願いいたします。

○梅津善之委員長 小関浩幸厚生参事。

○小関浩幸厚生参事 勝見委員おっしゃるとおり、やはり働く方、そして利用している方の意向というのは一番大切になりますので、その辺のご意見はしっかりお聞きして進めてまいりたいと思いますが、直営にこだわるお声もお聞きしますが、決して指定管理者は経費の面とかばかりでなく、よりよい保育の質の向上ということも含めて指定管理制度を考えるものでございますので、その点も含めてご理解をいただくように進めてまいります。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一郎委員。

○2番 勝見英一郎委員 ありがとうございます。どっちがいいということではなくて、そのような不安を持っているということで、そこをどういうふうに解消するかということだと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

## 鈴木 裕委員の総括質疑

○梅津善之委員長 次に、順位2番、議席番号4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 清和長井の鈴木 裕です。私のほうからは、本日、PFI方式による学校給食共同調理場整備事業についてと題し質疑させていただきます。

本事業は、PFI方式による事業として、平成30年12月議会において、平成30年度から平成47年度、今でいえば令和17年度にかけ、限度額40億877万円の債務負担行為が承認されています。そして令和元年9月議会において、ニッコクトラストほか5社で構成する共同企業体である株式会社長井学校給食サービスと約38億2,745万円で契約することが承認されております。

令和2年度の10款5項3目学校給食費の中に公有財産購入費として、新規に建設される給食共同調理場の取得費としての一部が計上されております。PFI方式による公共施設整備については、本市として初めての試みですので、予算、建設、運営面全般についてお伺いしたいと思います。

さて、最初は副市長にお尋ねしたいと思いません。副市長にお尋ねしますのは、PFI事業者選定審査委員会の委員長をなされたという立場でもありましたので、質問させていただきたいと思えます。議会で答弁する機会が少ないからということでのお願いではありませんので、どうかよろしく願いいたします。

まず、PFIについてですが、国土交通省の資料によりますと、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法とあります。また、その期待される効果として、1つ、低廉かつ良質な公共サービスが提供されること、2つ

目、公共サービスの提供における行政のかかわり方の改革、3つ目として、民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること、このような期待される効果があるとされております。

そこで、副市長にお尋ねしたいのですが、この学校給食共同調理場整備事業でPFI方式を選択することにした一番の理由は何でしょうか。

また、PFIの事業方式には6つの類型がありますが、今回はBTO方式、ビルド・トランスファー・オペレートの方式をとっております。つまり共同企業体が施設を建設した後、施設の所有権を長井市に移管した上で、共同企業体はその施設の運営を行う方式を選択しました。似ている方式でBOT、ビルド・オペレート・トランスファー方式がありますが、共同企業体のみずから資金調達を行い施設建設し、契約期間にわたり運営、管理を行って、資金回収した後、長井市にその施設を移管する方式もあったわけですが、このたびBTO方式を選択した理由についてもお伺いします。

それと、PFI方式による公共整備事業は本市で初めてのこととなるわけですが、事業実施に当たり不安なことがないかお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○梅津善之委員長 遠藤健司副市長。

○遠藤健司副市長 お答え申し上げます。

委員ご案内のとおり、長井市では多くの老朽化した公共施設があります。それらの課題解決を図るために、財政状況あるいは建物の状況を踏まえて、平成28年11月に公共施設等整備計画を策定しました。

この計画を策定する前段として、特に財源対策を庁舎内部で検討しました。平成25年度からそれぞれ取り組んでまいりましたが、市民サービスを低下させないで施設整備を進めるといふときには、PFI方式、これが有効であろうというふうなことを他の先行する自治体からの情

報などもいただきながら研究しました。特に県内では先進地が東根市でした。東根市にも私も担当者も行ってお話を聞いてまいりました。それから、金融機関が重要な役割を担います。山形銀行での勉強会、そして庁舎にはみずほ総研のPFI担当経験者にも来ていただいて、話を聞いて勉強しました。

そういった前段の勉強、研修、研究を重ねながら、調理場の整備事業の整備手法の選定については、平成30年度に議会のご承認を得ながら調理場整備手法検討調査を専門のコンサルタントに業務委託しました。その結果をもって庁内の庁議に諮りまして、調理場整備についてはPFI方式でいこうというふうに決定しました。

この理由は、委員、既に今ご紹介のとおり、代表的な整備手法では、従来方式、あるいはDBO、デザイン・ビルド・オペレート、あるいはPFIなどなどありますが、それぞれの方式を比較しました。その中でもやはり何よりも、PFI方式が初期投資のうち一般財源分の一部をSPC、ご案内の特別目的会社に負担してもらうことから、初期費用の低減と平準化が可能であるということでもあります。また、市だけでなく、金融機関との直接協定締結がありますから、金融機関によるSPCの企業監視が徹底されます。よって、事業が安定的に、そして継続的に運営されるということが見込めます。加えて、不測の事態にも対応が可能になりますから、市としてはPFI方式を選択したというふうになります。

BTO、BOT方式ですが、調理場でBTO方式を選択した理由でございます。BTOとBOT方式の大きな違いについては、委員ご発言のとおり、建設完了後の所有権がどこにあるかということでございます。このたび選択しましたBTO方式は、建設後、建物の所有権は市になります。まず、学校給食共同調理場の整備に当たっては起債が必要です。そのためには市の

所有であること、また、調理場は国庫補助金の交付対象施設です。よって、交付金を受けるためには市の所有であることが必要になります。

また、2つ目に、所有者が事業者、BOTである場合には、事業者固定資産税あるいは不動産取得税が発生します。税負担によって事業費の削減が図りにくくなります。よって、市としてはBTO方式を選択したということになります。

次に、今回のPFI方式の導入についての不安はないかというようなことであります。

長井市としてこのPFI方式を導入するのは初めてでありますので、専門的な知識が必要でした。また、事業を確実に推進する必要もありました。よって、PFI事業手続に精通した専門的な知識を有するコンサルタントとアドバイザー契約を締結して、支援を受けながら事業を進めております。令和2年度には本格的に建設を始めます。先般、着工いたしました。令和3年度からはまた新調理場での運用、供用が開始されます。このため、建設中も、これ以降についても、モニタリングという作業をアドバイザーとともに長井市が監視という形で入っていきます。建物の調査、設計から始まって完成まで、市が随時工事内容について現場での視察、そして設計図書等の監督をします。完成後については、維持管理、そして運営のモニタリングですが、調理場の全業務、ほぼ全般についてモニタリングします。調理業務から始まって、衛生管理、また運搬業務全般をモニタリングしてまいります。これもこれまでと同様に専門のコンサルタントの知恵をかりながら、利用しながら市でモニタリングを進めます。

また、加えて、ほかの自治体のPFI方式の手法、経験も相当蓄積になっておりますので、今後、課題等が発生しましても、それらを参考にし、また、モニタリングをしっかりと行うことで、15年間という長い期間であります、こ

れはしっかりと運営できるというふうに考えております。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 大変わかりやすく説明いただいております。BTOとBOT、似たようで、異質なものだとはわかっておったんですが、所有権がどちらにあるかというふうなことで、施設が当初から長井市に移管されるというところでの税金の負担面の軽減や、それから国から入る補助金の大きさといえますか、その辺の説明をいただきまして、理解させていただきました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、教育参事をお願いしたいんですが、本事業は、建設年度を含め16年間の事業で、令和2年度は給食共同調理場の施設建設費に見合う約18億6,445万円のうち13億977万円が公有財産購入費として計上されております。来年度以降、15年間はどのような予算になるのかお尋ねしたいわけですが。施設整備費相当分の残金が5億5,460万円残ります。維持管理費相当分が15年で5億3,188万円及び運営費相当分が14億3,115万円の残りの残金は合計25億1,768万円になりますが、これを15年で割った金額が各年度ごとに1億6,784万円ずつ毎年度予算化されていくと考えてよいのか、令和3年度以降のこの分についての予算化についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○梅津善之委員長 桐生芳弘教育参事。

○桐生芳弘教育参事 お答えいたします。

令和3年度以降の調理場整備等事業に要する予算ということですが、鈴木委員からありましたように、およそ1億6,784万円という数字でございます。学校給食費の全体の予算としては、行政側が運営するために必要な人件費あるいは事務経費や学校給食の支援事業費、例えば地産地消の促進事業費であったりまるごと長井給食負担金などがありますので、そういうものを含

めた全体の学校給食費としては2億円程度になるのかなというふうなことで考えているところでございます。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 今回の整備事業費については1億6,784万円を予算化しているということを知りました。給食運営については、そのほかにもいろいろな人件費なり、ほかのものがかかることは承知しておりますので、今回の共同調理場の整備費に係る毎年度の案分について伺いましたところであります。

それでは、続いての質問ですが、これも教育参事にお尋ねいたします。

P F I手法による総額は、施設整備費と15年間の維持管理費、運営費で38億2,745万円ありますが、従来手法、つまり市が調理場を建設し、現在と同様、従来方法で維持管理、運営業務を委託したときと比べ少なく済むと考えてよいのでしょうかという質問です。私も予算書を見せていただく中で、P F I手法による1年間の維持管理費と運営費等は1億3,086万円と推定してみました。それに対し、今の維持管理費と運営費等は1億円までかからないように予算書から読み取れましたが、その点、ご説明願いたいと思います。

○梅津善之委員長 桐生芳弘教育参事。

○桐生芳弘教育参事 お答えいたします。

従来事業とP F I事業の比較ということでございますが、先ほど副市長からも答弁がありましたように、整備手法については、調理場整備手法検討調査等を行って、比較をした上で、総額としてP F I方式のほうが有利だということで実施したということでございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

委員から、今、維持管理費の比較ということで、新調理場の部分と、それから現在の調理場についてご意見をいただいたわけですが、単純に比較できるということではないと考えており

ます。現在の調理場につきましては、昭和42年建築の施設ということで、当時としては最新鋭の機器を備えた調理場として整備されたわけですが、老朽化に伴って、衛生管理基準への対応など求められる機能が高度化しまして、法令等を遵守するのに非常に苦労して運営をしているところでございます。新しい調理場につきましては、文部科学省が定める管理衛生基準であったり、あるいは厚生労働省が定める大量調理施設衛生管理マニュアルの規定に対応するために、各部屋を区切るなどして、現在の調理場よりも管理する面積が大きくなるということがございます。また、新たに炊飯機能や食物アレルギー対応、あるいは幼児給食を提供するという機能がふえることから、調理従事者が現在よりふえるということで、かかる人件費が異なっておりますので、現在の調理場とは単純に比較はできないということでございます。

以上のようなことで、今の調理場の維持管理費に比べれば、低額にはならないということでございまして、維持管理費の費用としては、先ほど委員からありましたような1億3,000万円ほどの維持管理費と運営費がかかるということでございます。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 確かにこのたび最も近代的なところでの設備投資になろうかと思っておりますので、単純に維持管理費を考えますとふえていくような感じもしないでもないわけです。P F I事業につきましては、何も経費が安くなるばかりがいいといった制度ではないと聞いておまして、バリュー・フォー・マネーですから、お金に対する価値がどのくらいあるのかという意味でのP F I対応であれば、それはそれで結構だと思います。なかなか算出が難しい質問であったと思いますが、ご答弁ありがとうございました。

続いての質問に入ります。次は、学校給食共

同調理場長にお尋ねしたいと思います。

運營業務に配送と回収業務が含まれておりますけれども、その中で、運搬車両費と維持費は契約の中に含まれているのかお尋ねいたします。

○梅津善之委員長 菅 秀一学校給食共同調理場長。

○菅 秀一学校給食共同調理場長 鈴木委員のおっしゃるとおり、本事業には給食の搬送、回収も含まれています。車両につきましては、選定事業者が準備するものというふうにしています。事業者選定に係る要求水準書ということで事業者を募集したわけですが、その中では、配送車の調達手法は選定事業者の提案というふうなことにしております。ですので、市に所有を移転する必要はないと、購入、リース等は問わないというような中で募集をかけておりますので、配送、回収も含まれておりますし、車両も事業者が準備するというようになっております。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 今の段階で配送車は何台準備されるかわかりならお答えをお願いします。

○梅津善之委員長 菅 秀一学校給食共同調理場長。

○菅 秀一学校給食共同調理場長 お答えします。今、事業者の提案であります、学校給食用として4台、幼児給食用として2台を準備する予定になっております。今現在は学校給食用としてトラック4台で搬送しているような状況であります。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 了解いたしました。ありがとうございます。

続いて、5番目の質問に移らせていただきます。

従来の小中学校等の児童生徒給食とは別に、このたびは児童センターなどの幼児給食の提供が始まるということです。その対応について万全であるか、子育て推進課長にお伺いしたいと思います。

います。

具体的には、次の3つを上げますので、ご答弁よろしくをお願いします。

1つ目は、栄養管理士を会計年度任用職員として募集しておりますが、これは幼児給食のための職員募集であるのか、また、応募状況はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

2つ目です。新たに栄養士を採用となれば、令和3年度運用に向けた準備や研修が必要と考えます。研修の予定はどのようなになっているのか、また、開業までの1年間、準備のためにどのような業務を担うことになるのかお尋ねいたします。

3つ目です。栄養士の職員人件費は6款1項3目農業振興費の地方創生推進交付金事業による6次産業関連事業のところに会計年度任用職員1名分が計上されております。6次産業化事業と栄養士はどのようにかわるのか、この点について教えていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○梅津善之委員長 加藤潤子子育て推進課長。

○加藤潤子子育て推進課長 それでは、私のほうから順次お答えいたしたいと思います。

1番目の管理栄養士の募集についてでございます。

このたびの3月議会、鈴木富美子議員の一般質問の際に市長から答弁させていただいておりましたが、学校給食における学校栄養職員は、あくまでも小中学校の児童生徒の給食を提供するという職務を遂行するために山形県から派遣されている職員であるため、幼児給食に携わることはできません。令和3年4月からの実施に向けまして、児童センターの園児のための幼児給食を提供できるよう、会計年度任用職員を募集しているところでございます。現在は、ハローワークと公益社団法人山形県栄養士会のホームページ上に掲載いただいております。こちらは栄養士の資格を持つ方々がよくごらんになる

サイトだというふうに伺っているところです。

3月12日、昨日までの状況でございますが、問い合わせ等を2件ほどいただいておりますけれども、申し込みにはまだ至っておりません。引き続き募集をかけてまいるところです。

2点目の研修の予定でございます。

研修の予定ですが、まずは先ほどご紹介いたしました公益社団法人山形県栄養士会主催の研修会が年数回あるとお聞きしております。そちらに積極的に参加いただきたいと考えているところです。

令和2年度の業務内容といたしましては、鈴木 裕委員おっしゃるとおり、令和3年度開始に向けまして、児童センターにおける給食の手引などを作成しながら準備していく予定でございます。

具体的な業務内容といたしましては、献立の作成、食材料費の発注に向けた準備、児童センター職員の共通認識を図り、情報を共有するための研修、児童センター園児のアレルギー状況を把握する、これは保護者や児童センターへの聞き取り等を行う予定です。保護者、園長との面談による園児の例えば食物アレルギー対応表や緊急時の個別対応表などの作成、児童センターにはアレルギー児対応一覧表や個別の献立表などを設置する予定になっております。それと、地場産品を使つてのメニュー開発といたしまして、6次産業化に結びつける業務もこちらに入ります。現在、学校給食共同調理場にいらっしゃる管理栄養士や市の健康課の管理栄養士さんとも連携をとらせていただきながら、業務に当たらせていただきたいというふうに考えております。

最後に、6次産業化の部分でございます。

6次産業化の担当をしております産業活力推進課と共有している現段階での業務内容といたしましては、栄養士という専門性を有効に活用いただき、低年齢児向けの6次産業化商品の開

発に向けたアドバイスや、給食提供の際に地場産品を活用したメニュー開発も考えられることから、それを商品化できるようなレシピについては市内業者へ提供していく等、活用いただく想定をしているところです。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 これについては、令和3年度4月開業に向けて、子育て推進課のほうとしては栄養士さんを募集し、その人に対しての研修やら担っていただく準備作業等もあわせて検討されているというふうなことで、理解できました。

ただ、予算の中で、6次産業関連のところに職員の人件費がついておるものですから、栄養士さんの仕事になりますと、基本、調理場のほうで研修を積むとか、それが毎日の業務、ルーチンワーク等になるかと思いますが、そこで、一方で、6次産業の関連の仕事も担っていただくというところで、非常にやりづらい面がないかというふうに私なりに心配を感じたところがあります。意見は述べませんので、質問にとどめておきます。

続いて、学校給食共同調理場長にお伺いしたいと思っております。

現在、調理場からの米飯給食提供は、外部からの委託炊飯による週3日で、週2日は家庭からの米飯持参というふうに伺っています。新調理場では委託炊飯から調理場みずからがつくる自家炊飯に変わり、週5日、米飯が給食として提供され、家庭からの米飯持参はなくなるというふうにお伺いしております。

そこで、今の小中学校の1食分の米飯単価は安くなりますかというふうな質問をさせていただきます。見通しで結構ですので、教えてもらえばというふうに思います。

なお、あと現在の小中学校とも1食当たりの単価、それから変更後についてどのようになるか、おわかりになればあわせて教えていただき

たいというふうに思います。

○梅津善之委員長 菅 秀一学校給食共同調理場長。

○菅 秀一学校給食共同調理場長 今ご質問あったことについてお答えします。

鈴木 裕委員がおっしゃるとおり、現在の市における米飯給食については、月、火は自宅からのご飯持参、水、木、金の3日を委託炊飯と、また、月に1回のみパンの給食というふうなことで構成されています。

給食費についてですが、学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費、学校給食の運営に要する経費、この運営に要する経費というのは調理に従事する人の人件費、施設・設備の修繕費になりますが、これらについては設置者の負担ということになっていますので、これらは全て市の負担ということになります。よって、学校給食費として保護者からいただく部分につきましては、食材費のみということになります。

これまで委託炊飯につきましては、学校給食会に委託しております。米の購入については、学校給食会からJA全農山形、JA山形おきたまというような経由で購入をしております。令和3年度からは委託炊飯でなくなりますので、JA山形おきたまから直接米を購入したいというふうなことで考えておまして、今年度、購入の件について若干お話をさせていただきました。来年度には購入の件と価格の件について決定をしていきたいというふうに考えております。

週5日の直営炊飯になりますので、米の購入もふえるということになります。できるだけ安価に購入したいというふうには考えているところですが、米の購入価格がわからないと給食費というのが出せません。今の給食費、いただいているのは、牛乳代、委託炊飯代、あと副食代と、3つで構成されて、総額が決まっています。この米の価格が決定しませんでしたと給食費を算出で

きないということから、現在のところ、令和2年度の給食費は算出できないというのが状況であります。なるべく現在と同等の給食費というふうには思っているところです。

また、委託炊飯に当たり、山形県の学校給食会に支払っている本来の代金であります。小学校で1人1食約65円ぐらいかかります。そのうちの保護者からは24円の徴収になっています。また、中学校では本来約75円ぐらいかかります。それを保護者からは35円の徴収をしているところです。この差額41円につきましては、市のほうが炊飯代経費として負担していることから、県内でもトップクラスの安価な給食費というふうになっている状況であります。

令和3年度の給食費につきましては、米の価格を算出した上で、現在と同等になるように、どのような手だてができるかということについては検討していきたいというふうに思っています。

ちなみに、小学校の給食費としてですが、月、火、ご飯持参の場合は227円、水、木、金、委託炊飯で251円、月1回のパンの日で288円、中学校の給食費、月、火、ご飯持参で260円、水、木、金、委託炊飯で295円、月1回のパンの日で330円というふうになっているところです。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 大変丁寧なご答弁ありがとうございます。当然米の価格もよくわからないところなので、令和3年度の話はなかなかしにくいと思います。ただ、このたび委託炊飯が自家炊飯になるということで、水曜日から金曜日までの3日間の委託炊飯と同じぐらの料金で月曜日から金曜日まで米飯提供できれば保護者の皆さんも大変ありがたいだろうなと思っての質問でした。ありがとうございました。

次の質問に移ります。教育参事をお願いしたいと思います。

施設の修繕費用、備品の更新等の費用は共同

企業体の維持管理業務に含まれていますが、本来であれば修繕、更新をするべきなのに、壊れたりしてですね、ただ、企業がゆえに経費削減優先しますと、そのとき必要な措置がおくれたりなされたりしないのかというふうに懸念されますが、いかがかという質問です。よろしくお願いたします。

○梅津善之委員長 桐生芳弘教育参事。

○桐生芳弘教育参事 お答えいたします。

維持管理に係る要求水準では、給食の提供に支障が出ないよう、かつ施設利用者及び関係者にとってより快適な施設利用ができるようにすること、そして各性能、機能を常時適切な状態に維持管理するというようにしております。

新調理場につきましては、学校給食を提供することを目的として、株式会社ニッコトラストを代表企業とする6社の出資により設立された特別目的会社である株式会社長井学校給食サービスが運営することになります。その設立の経過から、一般的な委託業者よりはるかに高い責任感や使命感を持って事業を進めていただける体制が整えられていると感じているところでございます。調理場を使用する第一は事業者ということで、給食を提供するのが最大の使命でありますので、みずから使用する施設の不具合を放置することはないと考えております。給食提供ができないという事態があった場合は、サービス対価の停止であったり減額ということになりますし、昨年、県内でもありましたが、調理部品が給食に入る異物混入事故により給食停止にした事例がございます。事業者は設備機器等にも細心の注意を払いながら業務を行うと思いますので、必要な措置は、これは怠ることはないと考えているところでございます。

さらに、備品の更新につきましては、事業者を選定するときに提出していただいております事業者提案書において更新計画を作成しておりますので、ここで提案があったことについては

全て契約事項ということになりますので、計画に基づいて確実な更新をしていただけると考えているところです。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 私の懸念した事項についてはほぼ心配ないというふうに受けとめさせていただきます。

それでは、次の質問も教育参事をお願いいたします。

学校給食が休みのときですが、共同企業体は民間企業として調理場を活用、運営していくわけなので、施設を学校などの給食提供以外の目的で使用することは可能でしょうか。企業とすれば施設や設備を幾らでも有効活用したいと考えるのが常ですが、契約上はどのようになっていますかという質問です。よろしくお願いたします。

○梅津善之委員長 桐生芳弘教育参事。

○桐生芳弘教育参事 お答えいたします。

契約書では、事業者は本契約で実施が認められている業務以外の業務を行ってはならないとなっておりますので、学校給食提供以外の目的外使用は認められないというふうに認識をしているところでございます。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 ごもっともかと思えます。よく理解いたしました。ありがとうございます。

最後の質問に移らせていただきます。リスク管理の観点からなんですが、給食ができない事態となったときの対応を教育長にお伺いしたいと思います。

市側あるいは調理する共同企業体双方で、どちらかの都合により提供できない場合があるかと思えます。そうした場合、賠償責任とか補償の問題が発生するかと考えられますが、いかがお考えか、お尋ねしたいと思います。

双方の場合が想定されますので、例えばまず市の都合で全ての給食提供をストップをかける



と、今回のコロナウイルス感染の全学校休校のような場合の相手先に対する対応ですね。それから、逆に共同企業体の都合で給食提供ができない場合、食中毒を起こす給食を提供した。そのために業務停止命令があったとか、そういった場合ですね。双方で給食が何らかの理由で提供できない場合があるかと思いますが、その辺についての対応、リスク管理を含めて、教育長にお尋ねいたします。

○梅津善之委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 お答え申し上げます。

まず、給食提供ができないことを事由に、これによって市ですとか、それから事業者が損害の賠償、補償等の責めを負うというふうな事案はありません。これまでもそういうふうなものはありません。

具体的にあるのは、例えば食中毒によって第三者、子供が中毒にかかったというふうな場合については、これは賠償責任が生じます。その場合は、どこが原因になるのか、例えば搬入業者の食材が原因になったとか、それから事業者のほうの調理のところでも原因があったとか、それから全くわからないという場合が前の〇-157でもあったわけですが、そういった事案について、それぞれの該当する者が損害賠償金を払うというふうなことになってはおります。

委員のそれぞれのことについて、お答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、市の都合で給食をとめるとき、今回の場合はコロナウイルスが原因で、国の要請に基づいて臨時休校になったというふうなことで、やむなく業務を停止するわけですが、これに似たようなところでは、例えばインフルエンザによっての臨時休校、それから学級閉鎖というふうな事案があるわけです。これにつきましては、給食の提供については、毎年児童生徒数の変動がありますので、毎年5月の1日時点の提供の対象者、市が想定している対象者数の

範囲からの増減、これの範囲内で運營業務に係るサービス対価が変動するような決まりになっております。したがって、今回のようなことですとか、それから自然災害、インフルエンザ等によっての学校閉鎖、その他やむを得ない場合の事情がある場合には、実施給食数が減るわけなので、その他、それによって食数のサービス対価が変動するというふうなことになっておりますので、その取り決めの中で行っているというふうなことです。

そして2つ目のいわゆる食中毒等のことについてでございますけれども、これについては、市のほうでは事業者に対して、維持管理業務、それから運營業務に関して、さらに入札説明書、それから要求水準書、応募者提案または事業計画書が規定されているサービスが提供することを確認するためにモニタリングをしております。さらに、先ほどの例えば要求水準書ですけども、これについては、いわゆるそういった食中毒が起らないような非常に細かな要求をしております。例えばこういう野菜について何度で保管しなさいとか、非常に細かなところを要求されていて、それに沿って業者のほうも動いているというふうなことです。

また、このモニタリングですけれども、これらについても当然モニタリングをするわけですが、そのモニタリングによって所定の水準を満たしていない事項が例えば存在するというふうな場合には、事業者に対しては当該事項の是正ということが勧告できるようになっております。また、事業者に対して支払うサービス対価、これも減額しますよというふうなことになっております。

例えば給食を提供できなかった場合、指定の時間内に給食を配送できなかった場合、それから業者において是正しなければ給食提供に影響を及ぼすことが想定される場合などは、是正勧告を行いながら、改善計画書の提出、それから

対応状況の報告書、立入検査を行うことになっております。また、もしそれでも改善されなかった場合には、サービス対価の減額ですとか支払いの停止、維持企業及び運営企業の変更または事業契約の解除というふうなことができるようになっております。これら厳しい取り決めの中で事業を行っているというふうなことです。

特に事業者等の責めに帰すべき事由によって食中毒等が発生した場合には、維持管理業務または運営業務の遂行ができない期間を生じた場合については、これは市はその事業者に対して損害賠償請求を行うことができるというふうなことで、それぞれほかの市の事案なども出ているようです。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 大変ご丁寧にありがとうございました。ほぼ契約上はきちんとなされているから心配ないようなご答弁をいただきました。それと同時に、モニタリングということで、建設中もそうですが、運営しているときも常にモニタリングして、不具合はないか、運営まズくないかということに気を配られているということがよくわかったところでございます。

最後の質問ですが、給食をつくる側の責任とか、その問題は置いて、例えば今回のコロナウイルスで給食が提供できないという事実に鑑みますと、要はそこで働いているパートの社員の方が働く機会が失われるのでないかというふうな問題があるわけです。長井市と共同事業体との間については年間幾らでという契約をしていますから、企業体のほうは何ら金銭的に被害をこうむるわけではないと思うんですけども、そこで働く従業員の方が給食をつくる必要がなくなったがゆえに働く機会が失われるというふうなことも今回現実として出てきてますので、そういう意味合いも込めてちょっと最後は質問させていただいたところでございます。

私の質問は、PFI、共同調理場の運営につ

いて、令和2年度の建設もそうでありますが、3年度からスムーズにスタートからうまくいくことを願っての質問でありました。以上で終わります。

## 鈴木富美子委員の総括質疑

○梅津善之委員長 次に、順位3番、議席番号10番、鈴木富美子委員。

○10番 鈴木富美子委員 それでは、通告に従いまして質問させていただきます。若干会場暖かいので、皆さん目をぱっちりあいていただきたいと思います。

私が質問させていただくのは、ミニデイサービスのほかに2項目ありますので、よろしくお願いたします。

ミニデイサービス事業が始まってから約26年になります。私の両親も設立に向けて敬老会の皆さんと話し合っていたような記憶がありますが、私たちの地区には設立しませんでした。当時は20年、30年先を見据えたすばらしい事業を始めたのだと私は思いました。しかし、26年という月日を支えてきた皆さんが今は支えていただく年齢になってきたということが現状でありまして、この事業を今までどおりでいいのか、改善していくべきなのか、いろいろなことを考えていく時期なのではないかと思っ、質問させていただきたいと思います。

年1回開催の西根地区の文化祭にお邪魔したときにいつも気づくことは、展示の中に必ずミニデイサービスに参加しておられる方々のすばらしい作品や写真の様子を目にいたします。皆さんの顔はとっても生き生きとしておられ、楽しい雰囲気が伝わってきます。昔のようにお茶飲みを余り近所でしなくなってからは、特にミニデイサービスの役割は大きなものと考えられ